官報

号外

昭和二十五年七月十二日

○第八回国会　衆議院会議録第一号

昭和二十五年七月十二日（水曜日）

議事日程　第一号

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　会期の件

●本日の会議に付した事件

日程第一　議席の指定

日程第二　会期の件

懲罰委員長辞任の件

常任委員の選挙

常任委員長の選挙及び補欠選挙

海外同胞引揚に関する特別委員会設置の動議（今村忠助君提出）

災害地対策特別委員会設置の動議（今村忠助君提出）

考査特別委員会設置の動議（今村忠助君提出）

衆議院規則中改正案（議院運営委員長提出）

午後三時四十一分開議

○議長（幣原喜重郎君） 諸君、第八回国会は本日をもつて召集せられました。（拍手）

これより会議を開きます。

第一　議席の指定

○議長（幣原喜重郎君） 衆議院規則第十四條によりまして、諸君の議席は、議長において、ただいま御着席の通りに指定いたします。

第二　会期の件

○議長（幣原喜重郎君） 日程第二、会期の件につきお諮りいたします。今回の臨時会の会期は、召集日から七月三十一日まで二十日間といたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君） 起立多数。よつて会期は二十日間とするに決しました。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） お諮りいたします。懲罰委員長山本猛夫君から委員長を辞任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて許可するに決しました。

衆議院規則中改正案（議院運営委員長提出）

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、衆議院規則中改正案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君） 今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

衆議院規則中改正案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員長大村清一君。

衆議院規則中改正案

衆議院規則中改正

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第九十二條第一号から第十七号までを次のように改める。

一　内閣委員会　二十五人

1　内閣官房の所管に属する事項

2　宮内庁の所管に属する事項

3　行政管理庁の所管に属する事項

4　他の常任委員会の所管に属さない総理府の所管に属する事項

二　人事委員会　二十五人

1　人事院の所管に属する事項

2　新給與実施本部の所管に属する事項

三　地方行政委員会　二十五人

1　地方公共団体に関する事項

2　地方自治庁の所管に属する事項

3　地方財政委員会の所管に属する事項

4　選挙管理委員会の所管に属する事項

5　公安委員会の所管に属する事項

四　法務委員会　二十五人

1　法務府の所管に属する事項

2　裁判所の司法行政に関する事項

五　外務委員会　二十五人

1　外務省の所管に属する事項

2　賠償庁の所管に属する事項

六　大蔵委員会　二十五人

1　大蔵省の所管に属する事項（予算委員会及び決算委員会の所管に属する事項を除く。）

2　外国為替管理委員会の所管に属する事項

七　文部委員会　二十五人

1　文部省の所管に属する事項

2　教育委員会の所管に属する事項

3　日本学術会議の所管に属する事項

八　厚生委員会　二十五人

1　厚生省の所管に属する事項

九　農林委員会　二十五人

1　農林省の所管に属する事項（水産庁の所管に属する事項を除く。）

十　水産委員会　二十五人

1　水産庁の所管に属する事項

十一　通商産業委員会　二十五人

1　通商産業省の所管に属する事項

十二　運輸委員会　二十五人

1　運輸省の所管に属する事項

十三　郵政委員会　二十五人

1　郵政省の所管に属する事項

十四　電気通信委員会　二十五人

1　電気通信省の所管に属する事項

2　電波監理委員会の所管に属する事項

十五　労働委員会　二十五人

1　労働省の所管に属する事項

十六　建設委員会　二十五人

1　建設省の所管に属する事項

2　特別調達庁の所管に属する事項

十七　経済安定委員会　二十五人

1　経済安定本部の所管に属する事項

2　公正取引委員会の所管に属する事項

〔大村清一君登壇〕

○大村清一君 ただいま議題となりました衆議院規則中改正案につきまして、提案の理由を説明いたします。

本案はきわめて簡単な改正であります。従来、常任委員会の委員の員数は、予算、決算、議院運営、懲罰、図書館運営を除いた他の常任委員会は三十五人、三十人、二十五人、二十人の四種類となつておりましたが、常任委員会の運営の実績にかんがみまして、これを一律に二十五人とすることが適当と認め、これを改めたのであります。また先般地方財政委員会及び電波監理委員会が設置され、これに伴いまして地方行政委員会及び電気通信委員会の所管にこれらを挿入する必要を生じましたので改正したのであります。

以上、本案の内容につき説明いたしました。議院運営委員会において三回にわたり慎重審議の結果、ここにその成案を得た次第であります。何とぞ諸君の御賛成を望みます。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君） 討論の通告があります。これを許します。椎熊三郎君。

〔椎熊三郎君登壇〕

○椎熊三郎君 新憲法になりましてから、常任委員会は国会の中心でございます。非常に重大な問題でありまして、これにあえて反対せんとするものは、わが党のみではございません。自由党を除いた野党各派全体でありますが、私は、ここに共産党を際く自由党以外の各派を代表いたしまして、反対の趣旨を弁明したいと思います。

そもそもこの国会法制定の際、われ

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

われも委員でありまして、最初の原案には、今日の改正案のように全部二十五名でありました。その当初において一番問題になりましたのが、この外務委員会です。外務委員会というものを、他の委員会と一律に二十五名で、同じような権限でやつておいて、日本が今日置かれたる状況で、講和の問題などを議する場合に、これでいいのかどうかという意見が多数ございました。その際各派におきましては、これは講和会議などの問題が具体的になるような場合にはこれではいけないのだ、その際はあらためて考えようじやないか、そういうことで、その当時の事務総長の意見も、各派の意見も全部記録に載つております。各党の了解事項でございます。

前国会では、いよ〳〵この講和の問題が具体化せんとするような機運になりましたものですから、あの状態ではいけない、何とかして外務委員会を拡充しようではないか——ことに前国会では外務委員会を十七回開いておりましたが、総理大臣は何ゆえか、この委員会には、たつた一回しか出て来られなかつた。従つて、その外務委員会というものは、この時局にもかかわりませず、はなはだ不活発なような印象を與えておるのでありまして、私どもの非常に遺憾としたところであります。この点は自由党の諸君も認められまして、それではとりあえず外務委員会を三十五名に拡充しようではないか——前国会では、そのことは自由党の意見でもあつたのであります。そして三十五名に拡大せられました。わが党は、いな野党各派は、これでも満足いたしませんで、先般来の運営委員会では、外務委員会を五十名に拡大強化しようということを提案いたしましたが、少数をもつて敗れたのであります。

その後国会法制定以来、今日まで七回の国会を経ております。その数年の経験にかんがみまして、いろ〳〵各派の党内事情、あるいは委員会の状況等を勘案して、今日のごとく、たとえば外務委員会三十五名、あるいは農林委員会、通商産業委員会、これらも三十五名、そういうふうに、いろ〳〵その数がかわつておるのは、経験の結果こうしたのです。現に農林委員会のごときを少数なる二十五名にしたのでは、それは各党の希望、各委員の希望を満たすには非常に骨が折れるのです。私は、この委員会は非常に重大であるとか、軽い委員会であるとかいう、そういう差別はないと思います。ないけれども、おのずから、党を運営して行つたり国会を運営して行つたりするのには、経験上やはり大きい委員会には、予算のごときは五十一名もおるのですから、そういうものがなければ、ほんとうに円滑に行かないのです。そういう実情を無視して、突如この十七の委員会を二十五名に一律一体に引下げるというのは一体何か。これは自由党の党内事情以外の何ものでもないのです。そういうような多数党の党内事情などによつて大切なる常任委員会の人数をみだりに改変するなどということは、私どもは断じて賛成はできません。

ことに外務委員会のごときは、三十五名でも足りないとわれ〳〵は主張しておる。現に講和の問題のごときは、これは国民にとりまして最も重大なる問題でございましよう。たとえば外務委員会などが、われ〳〵がかつて主張したように、今日五十名からの権威ある人々によつて構成しておられるならば、本日などは国会の覇頭ではあるが、これは大活躍をする日です。諸君は本日の新聞を見たでしよう。総理大臣は朝鮮問題について何とおつしやられましたか。私は、これは新聞の記事ではあるが、実に重大なる発言をしておると思う。これは日本の国会にとつても容易ならぬことです。こういう問題を真剣に外務委員会が取扱うことにおいて初めて国会の権威というものを私は顯現することができると思う。諸君がただ單に党内事情によつて何もかにも二十五名にしてしまうのだというそういう乱暴は——諸君の多数を頼む乱暴の行動は、すでに、きのうからきようにかけて、遂に運営委員長が陳謝しなければならぬような醜態まで出しております。（拍手）

ほんとうに時局は逼迫しております。大切なときです。われ〳〵は諸君とともに協力して、日本の国家のために盡して行きたい。われ〳〵は何も反対せんがための反対党ではない。是を是とし、非を非とするところに、ほんとうの国会の権威があると思う。大政党たる諸君も大襟度を示して、ほんとうに国会の権威のために物事を考えてもらいたい。何でも党略的に、党内人事に災いされて、つまらぬことをするのは、ひとり自由党の損失たるのみならず、わが日本の議会の権威のために私は許すべきものではないと思う。どうかその点を愼重に考えられまして——自由党の諸君の中にも、この改正案に反対の人がたくさんございます。私のところに、それを言つて来ておる。（名前を言えと呼ぶ者あり）名前をさしてもいいです。それでは諸君は迷惑だろうから私はそれを差控える。そういう人がたくさんあるのですから、どうかそういう感情にとらわれたり、党内事情に災いされたりして、つまらぬ改変をしないように、大政党は心していただかなければならぬと思う。

ことに私は、最後にさらに強調したいのは、外務委員会を二十五名にして、そうしてこの大事な外交問題を、議会以外の他の機関によつて隠密の間に事をはからんとするがごときは、断じて今日許されることではない。（拍手）いわんや、議長衆院さんは超党派外交を主張されております。外交を政争の具に供してはならぬと私は心得ておる。どうか諸君とともに、日本民族の百年の大計をほんとうに民族のために考えるときには、国会の権威を堅持するというところに重点がなければならぬと思う。こいねがわくは自由党諸君の反省を促して、原案を撤回せられんことを希望する。よつて、ただいま委員長より説明せられたる改正案には、共産党を除く在野各党を代表して絶対反対いたします。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君　私は、共産党を代表いたしまして、本衆議院規則の改正に対して反対するものであります。

そも〳〵国会における常任委員会の人数というようなものは、これは国会の歴史的な必要に応じて、歴史的な所産としてできて来ておるのであります。自由党の諸君の言い分を聞きますと、委員会に対して出席の責任が持てない、人数が多いと出席の責任が持てないから、この際人数を減らしたらどうかというような意見のようでありました。私の聞くところによると、こういうような意見に聞えました。こうなりますと、これはまつたく一党内の事情によつてこの国会の歴史的な必要性を無視することになると思うのであります。こういう意味で常任委員会すべてを機械的に二十五名に一律にしてしまうということについては反対するものであります。現に自由党の諸君は、前の国会におきましては、農林委員会あるいは通産委員会、こういうような委員会は党内でも希望者が非常に多いから、ぜひ農林委員会、通産委員会の人数はふやしてもらいたいということは、自由党の委員の諸君から出たのであります。これをわずか一会期のみにして、また元へもどさなければならないということは、われ〳〵のまつたく了解に苦しむ点であります。

要するに、このたびの改正は、まつたく自由党の党内事情によつてのみなされておるということである。何ら国会運営の必然性から生れて来たものではないという点であります。特に私たちが反対したいのは、この外務委員会の人数三十五名をさらに二十五名に少くするという点であります。これはこの前の第六国会におきましても、わが党といたしましては、講和特別委員会を特に設ける必要がある、こうした国際的な重大な段階におきまして、講和の問題、外交の問題は国民がひとしく大きな関心を持つておる問題であるから、講和特別委員会を設けるべきだということを主張したのであります。これに対して自由党の諸君は、一応ごもつともであるけれども、外務委員会もあることであるから、外務委員会の人数をふやすことによつてその共産党の意見も盛り入れようじやないかということで、われ〳〵はこれに賛成して来たのであります。

ところが、その自由党の意見がまつたく豹変いたしまして、ここにまた外務委員会がふえるどころか、逆に減つておるという点については、われ〳〵はこれを簡單に見のがすわけに行かないと思うのであります。しかもその理由は、出席に対して責任が持てないというようなことでありますが、私は、

これはほんとの意図ではない、他の重大な意図があると思うのであります。それは、本日の新聞紙の伝えるところによりますと、吉田首相の談話として、公然とすでに単独講和を主張しておるようであります。このことは、単独講和は要するに事実上のなしくずしの講和である、わが国の隷属化の方向をたどるものだと思うのであります。(ノーノー)そうしてこのことは、これもまた吉田首相の言うところでありますけれども、国連の警察権の行使に協力するというような名目のもとに、三たびわが国が世界大戦の渦中に巻き込まれる危険が十分あるところであります。

しかもわれわれは、新しい問題として警察予備隊の設置の問題があるのであります。この警察予備隊の設置のごときは、連合国の管理方式、あるいはそのほかのあらゆる観点から、当然この立法的な措置、あるいは予算的な措置、これが一般会計の債務償還から出るのか、あるいは対日援助見返資金の債務償還から出るのか、いずれにしても、財政法の示すように、部局の間の予算の流用移用、あるいは各項目の予算の流用移用、これは全部当然国会にかけるべきものだと思うであります。ところが、新聞紙に伝えておるところの岡崎官房長官の談話によると、これはマ元帥の権限を委譲されたものであるから、一切は国会の措置をとることなくしてなし得るのだこれはまったくファッショ的なやり方であり、日本の国会を無視するやり方と思うのであります。(拍手)そうして、こうした重要な吉田内閣の単独講和方式、日本の国の隷属化を国会と国民の目から隠蔽しながら、この方向をたどろうとするために外務委員会の人数を減らしておるということは、ここに自由党の諸君のねらいがあると思うのであります。(拍手)

われわれは、日本の国の置かれている重大な段階におきまして、全日本の人民を代表し、また国会のためにも、かかる自由党の陰謀に対しましては断固反対するものであります。(拍手)

○議長(幣原喜重郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(幣原喜重郎君) 起立多数。よって本案は可決いたしました。(拍手)

この際暫時休憩いたします。

午後四時一分休憩

午後七時十七分開議

○議長(幣原喜重郎君) 休憩前に引続き会議を開きます。

常任委員の選任

○議長(幣原喜重郎君) 先刻衆議院規則が改正されましたので、この際内閣外十六委員会の常任委員の選任を行います。衆議院規則第三十七條により、議長において常任委員を指名いたします。委員の氏名は参事をして報告いたさせます。なおその他の常任委員の入れかえは公報をもつて通知いたします。

〔発言する者あり〕

〔参事朗読〕

内閣委員

井上　知治君　　江花　　靜君
大内　一郎君　　木村　公平君
坂田　英一君　　周東　英雄君
田嶋　好文君　　田中　萬逸君
土倉　宗明君　　樋貝　詮三君
本多　市郎君　　水田三喜男君
森下　孝君　　山口喜久一郎君
山口六郎次君　　千葉　三郎君
苫米地義三君　　船田　享二君
鈴木　義男君　　松岡　駒吉君
河田　賢治君　　高倉　定助君

人事委員

今村長太郎君　　大野　伴睦君
岡西　明貞君　　小澤佐重喜君
小淵　光平君　　加藤隆太郎君
小玉　治行君　　田中伊三次君
田中　重彌君　　田中不破三君
西村　久之君　　藤井　平治君
藤枝　泉介君　　淵上房太郎君
星島　二郎君　　岸田　均君
今井　耕君　　中曾根康弘君
平川　篤雄君　　成田　知巳君
松澤　兼人君　　八百板　正君
加藤　充君　　横田甚太郎君
岡田　春夫君

地方行政委員

生田　和平君　　池見　茂隆君
大泉　寛三君　　門脇勝太郎君
川本　末治君　　河原伊三郎君
清水　逸平君　　田中　豊君
塚田十一郎君　　中島　守利君
野村專太郎君　　橋本登美三郎君
前尾繁三郎君　　吉田吉太郎君
龍野喜一郎君　　鈴木　幹雄君
床次　徳二君　　藤田　義光君
山手　滿男君　　大矢　省三君
久保田鶴松君　　門司　亮君
立花　敏男君　　米原　昶君
松本六太郎君

法務委員

安部　俊吾君　　押谷　富三君
角田　幸吉君　　鍛冶　良作君
北川　定務君　　佐瀬　昌三君
高橋　英吉君　　花村　四郎君
平澤　長吉君　　古島　義英君
牧野　寛索君　　松木　弘君
眞鍋　勝君　　山口　好一君
吉田　省三君　　大西　正男君
小野　孝君　　中村　又一君
石井　繁丸君　　猪俣　浩三君

田万　廣文君　　上村　進君
梨本作次郎君　　佐竹　晴記君
世耕　弘一君

外務委員

伊藤　郷一君　　植原悦二郎君
大村　清一君　　岡崎　勝男君
小川原政信君　　菊池　義郎君
北澤　直吉君　　栗山長次郎君
近藤　鶴代君　　佐々木盛雄君
竹尾　弌君　　仲内　憲治君
福田　篤泰君　　中山　マサ君
守島　伍郎君　　小川　半次君
並木　芳雄君　　松本　瀧藏君
山本　利壽君　　西村　榮一君
武藤運十郎君　　田中　堯平君
渡部　義通君　　中村　寅太君
玉井祐吉君

大蔵委員

淺香　忠雄君　　有田　二郎君
大上　司君　　奥村又十郎君
鹿野　彦吉君　　川野　芳滿君
小山　長規君　　佐久間　徹君
高間　松吉君　　田中　啓一君
苫米地英俊君　　中野　武雄君
夏堀源三郎君　　平野　三郎君
宮幡　靖君　　武藤㊞嘉一君
内藤　友明君　　橋本　金一君
宮腰　喜助君　　早稲田柳右エ門君
田中織之進君　　中崎　敏君
高田　富之君　　竹村奈良一君
羽田野忠次郎君

文部委員

岡延右エ門君　　柏原　義則君
甲木　保君　　小西　英雄君
坂田　道太君　　佐藤　重遠君
高木　章君　　圓谷　光衞君
東井三代次君　　飛嶋　繁君
長野　長廣君　　西村　直己君
根本龍太郎君　　平島　良一君
若林　義孝君　　井出一太郎君
小林　信一君　　笹森　順造君
志賀健次郎君　　受田　新吉君
松本　七郎君　　小林　進君
今野　武雄君　　浦口　鉄男君

厚生委員

青柳　一郎君　　大石　武一君
首藤　新八君　　高橋　等君
橘　直治君　　田中　元君
寺島隆太郎君　　内藤　隆君
中川　俊思君　　堀川　恭平君
松井　豊吉君　　松永　佛骨君
丸山　直友君　　渡邊　良夫君
亘　四郎君　　金子與重郎君
三木　武夫君　　柳原　三郎君
岡　良一君　　堤　ツルヨ君
福田　昌子君　　苅田アサノ君
松谷天光光君　　大石ヨシエ君

農林委員

青木　正君　　足立　篤郎君
宇野秀次郎君　　遠藤　三郎君
小笠原八十美君　　越智　茂君
川西　清君　　河野　謙三君
千賀　康治君　　中馬　辰猪君
中垣　國男君　　野原　正勝君
幡谷仙次郎君　　原田　雪松君
松浦　東介君　　八木　一郎君
大森　玉木君　　吉川　久衞君
小林　運美君　　坂口　主税君
足鹿　覺君　　井上　良二君
木村　榮君　　山口　武秀君
河口　陽一君

水産委員

石原　圓吉君　　小高　熹郎君
川端　佳夫君　　川村善八郎君
久野　忠治君　　五島　秀次君
鈴木　善幸君　　田口長治郎君
田淵　光一君　　冨永格五郎君
永田　節君　　二階堂　進君
平井　義一君　　福田　喜東君
松田　鐵藏君　　松本　一郎君
岡田　勢一君　　小松　勇次君
林　好次君　　水野彦治郎君
上林與市郎君　　佐竹　新市君
井之口政雄君

通商産業委員
阿左美廣治君　今泉　貞雄君
江田斗米吉君　小川　平二君
神田　博君　小金　義照君
澁谷雄太郎君　高木吉之助君
田中　彰治君　多武良哲三君
永井　要造君　中村　幸八君
中村　純一君　福田　一君
南　好雄君　村上　勇君
金塚　孝君　河野　金昇君
河本　敏夫君　高橋清治郎君
今澄　勇君　加藤　鐐造君
風早八十二君　田代　文久君
小平　忠君

運輸委員
稲田　直道君　大澤嘉平治君
大西　禎夫君　岡田　五郎君
岡村利右衞門君　尾崎　末吉君
片岡伊三郎君　玉置　信一君
坪内　八郎君　畠山　鶴吉君
原　健三郎君　前田　郁君
前田　正男君　満尾　君亮君
山崎　岩男君　木下　榮君
木村　俊夫君　清藤　唯七君
原　彪君　浅沼稻次郎君
米窪　滿亮君　江崎　一治君
中西伊之助君　飯田　義茂君
石野　久男君

郵政委員
飯塚　定輔君　池田正之輔君
石原　登君　大和田義榮君
風間　啓吉君　小西　寅松君
白井　佐吉君　高木　松吉君
高田　弥市君　髙橋　權六君
玉置　實君　坪川　信三君
長尾　達生君　降旗　徳弥君
茂木萬壽夫君　薬師神岩太郎君
園田　直君　吉田　安君
坂本　泰良君　鈴木茂三郎君
土井　直作君　深澤　義守君
足立　梅市君

電気通信委員
青木　孝義君　井手　光治君
井上信貴男君　江崎　眞澄君
黒澤富次郎君　塩田賀四郎君
庄司　一郎君　鈴木　明良君
關内　正一君　關谷　勝利君
高塩　三郎君　辻　寛一君
中村　清君　橋本　龍伍君
福永　一臣君　松本　善壽君
椎熊　三郎君　長谷川四郎君
畠山　重勇君　石川金次郎君
松井　政吉君　田島　ひで君
犬養　健君

労働委員
麻生太賀吉君　天野　公義君
金原　舜二君　倉石　忠雄君
佐々木秀世君　佐藤　親弘君
篠田　弘作君　島田　末信君
塚原　俊郎君　福永　健司君
船越　弘君　松野　頼三君
三浦寅之助君　柳澤　義男君
吉武　惠市君　石田　一松君
稲葉　修君　川崎　秀二君
早川　崇君　青野　武一君
赤松　勇君　前田　種男君
柄澤ぎん子君　土橋　一吉君
中原　健次君

建設委員
逢澤　寛君　浅利　三朗君
今村　忠助君　宇田　恒君
内海　安吉君　大西　弘君
上林山榮吉君　小平　久雄君
鈴木　仙八君　瀬戸山三男君
田中　角榮君　西村　英一君
三池　信君　山本　久雄君
中島　茂喜君　福田　繁芳君
増田　連也君　佐々木更三君
前田榮之助君　池田　峯雄君
砂間　一良君　寺崎　覺君
衞藤　速若君

経済安定委員
岩川　與助君　小野瀬忠兵衞君
金光　義邦君　志田　義信君
多田　勇君　岡司　安正君
寺本　齋君　永井　英修君
奈良　治二君　福井　勇君
渕　通濟君　細田　榮藏君
宮原幸三郎君　村上　清治君
森　曉君　有田　喜一君
笹山茂太郎君　竹山祐太郎君
勝間田清一君
森山　欽司君
川島　金次君　松尾トシ子君
川上　貫一君　中野　四郎君
黒田　壽男君

常任委員長の選挙

○議長（幣原喜重郎君）　ただいま委員を指名いたしました各常任委員会の委員長の選挙を行います。なお先刻辞任を許可されました懲罰委員長の補欠選挙も同時に行います。

○今村忠助君　常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　この際疑問を出される方もありますから一言いたします。委員会の一部の員数を衆議院規則を改正して先ほど改められましたので、その改正された部分の委員が自然解任されたこととといたしましたのは、先例もあることでありまして、その通りに取扱つた次第であります。なおこの点は議院運営委員会にも報告して御了解を願つておきました。

ただいまの今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて議長は各常任委員長を指名いたします。

内閣委員長　木村　公平君
人事委員長　田中伊三次君
地方行政委員長　前尾繁三郎君
法務委員長　安部　俊吾君
外務委員長　守島　伍郎君
大藏委員長　夏堀源三郎君
文部委員長　長野　長廣君
厚生委員長　寺島隆太郎君
農林委員長　千賀　康治君
水産委員長　富永格五郎君
通商産業委員長　小金　義照君
運輸委員長　前田　郁君
郵政委員長　池田正之輔君
電気通信委員長　關内　正一君
労働委員長　倉石　忠雄君
建設委員長　薬師神岩太郎君
経済安定委員長　圖司　安正君
懲罰委員長　森　幸太郎君

海外同胞引揚に関する特別委員会設置の動議（今村忠助君提出）

○今村忠助君　特別委員会設置の動議を提出いたします。すなわち、海外同胞引揚に関する調査をなすため、委員三十名よりなる特別委員会を設置されんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　今村君の動議を採決いたします。今村君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて動議のごとく決しました。

災害地対策特別委員会設置の動議（今村忠助君提出）

○今村忠助君　特別委員会設置の動議を提出いたします。すなわち、災害地対策樹立のため委員四十五名よりなる特別委員会を設置されんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　今村君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（幣原喜重郎君）　御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

考査特別委員会設置の動議（今村忠助君提出）

○今村忠助君　特別委員会設置の動議を提出いたします。すなわち、本会期においても前会期同様考査特別委員会を設け、その委員会の構成、性質、権限等は昭和二十四年三月二十九日本院で決議した通りとし、委員会の費用については第九回国会召集の日まで月平均百五十万円を超えない範囲で支出し得ることとせられんことを望みます。

○議長（幣原喜重郎君）　今村君から考査特別委員会設置の動議が提出されましたが、本件について討論の通告があります。これを許します。梨木作次郎君。

〔梨木作次郎君登壇〕

○梨木作次郎君　私は、ただいま議題となりました考査特別委員会設置に対し、日本共産党を代表いたしまして反対するものであります。

考査委員会は、設置の当初から、御案内のように、その運営は超党派的にやることに意見の一致を見ていたのであります。しかるに、自由党が絶対多数を占めておるため、運営の実際はまつたく一党一派の利害の上に立つて、きわめてへんぱに運営されて来たことは、天下公知の事実であります。たとえば五井産業事件のごときは、明らかにその重要性から見て当然取上げるべき事案であつたにもかかわらず、事件の渦中に吉田首相や当時の増田官房長官がおるとの疑いがあつたために、自由党の諸君は絶対多数にものを言わせて、この取上げを恥知らずにも否決してしまつたのであります。一国の総理大臣が不正事件の渦中にありとのことを疑うに足るべき相当の理由がある場合、これを政界の不正事件として徹底的に調査を行い、国民の前にその真相を発表することこそが考査委員会の任務でなければならない。これをいたさないような考査委員会では、一体その存在の意義がどこにあるかということを自由党の諸君に借問したいのであります。しかるに、一方事共産党に関連した問題になるや、何ら国会で調査すべき必要と性質を持つた事案でないにもかかわらず、たとえば徳田要請問題や、あるいは在外同胞引揚妨害問題を取上げ、これを共産党を攻撃するところの悪質な材料にせんとするがごときやり方は、明らかに一党一派に偏した運営であるといわざるを得ないのであります。（拍手）

考査委員会のなしたことは、国民の最も要望するところの不正腐敗の摘発調査をサボり、共産党の弾圧と攻撃の材料をでつち上げることに狂奔したにすぎないのであります。かくのごとくいたしまして、考査委員会は、日本の軍事基地化に反対し、全面講和と完全独立のために闘つておるところの日本共産党の力を弱め、単独講和と戰争への道を進む露拂いの役割を果して来たということを否定し得ないのであります。従つて、もはやその本来の機能を果すことが不可能なことが明白であり、かつその存在が日本の独立と自由と平和のために有害な存在であることが明白なこのような委員会の設置には、わが日本共産党は断固反対するものであります。（拍手）

○議長（幣原喜重郎君）　これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。今村君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（幣原喜重郎君）　起立多数。よつて動議のごとく決しました。ただいま議決せられました三特別委員会の委員は追つて指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十七分散会

〔朗読を省略した報告〕

一、去る六月二十八日吉田内閣総理大臣から幣原議長宛、第七回国会において議決した首都建設法及び旧軍港市転換法につき次の通知書を受領した。

なお、同日大池事務総長から近藤参議院事務総長宛、右の旨を通知した。

内閣総甲第一〇〇号

昭和二十五年六月二十八日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長幣原喜重郎殿

第七回国会において議決された首都建設法が、別紙内閣総理大臣請議のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

（別紙）

首都建設法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、首都建設法の賛否投票の結果が賛成多数に確定した旨、東京都知事から報告がありましたから、右法律公布方を奏請せられたく閣議を求めます。

昭和二十五年六月二十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

内閣総理大臣吉田茂殿

建都收第三一九号

昭和二十五年六月二十二日

東京都知事　安井誠一郎

内閣総理大臣吉田茂殿

首都建設法住民投票賛否の結果報告について

昭和二十五年六月四日執行した首都建設法住民投票について、法定期間内に異議の申立がなく、その結果が確定したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により報告します。

建都收第二七九号

昭和二十五年六月八日

東京都知事　安井誠一郎

内閣総理大臣吉田茂殿

首都建設法住民投票賛否の結果報告について

昭和二十五年六月四月執行した、首都建設法住民投票の結果が判明したので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により別紙関係書類を添えて報告します。

昭和25年6月4日

執行

首都建設法制定賛否投票選挙録

首都建設法制定賛否投票選挙会

1. 選挙会開設場所	東京都庁			
2. 選挙立会人	党派	氏名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 東京都選挙管理委員会の選任したもの	なし	岩井弘安	参会時刻午前11時	
	なし	北原晴光	〃	
	なし	高梨三良	〃	
(2) 選挙長の選任したもの				
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年6月7日午前11時開会 昭和25年6月7日午前11時20分閉会			

4. 選挙の結果

(1) 投票の内訳	投票総数　1,840,312	有効投票　1,702,342	無効投票　137,970 無効投票率　7.49%
(2) 有効投票の内訳	賛成　1,025,792 反対　676,550		
5. 選挙会事務従事者	総数　11人　内　東京都選挙管理委員会書記11人		

昭和25年6月7日

選挙長　東京都選挙管理委員　小宮次郎七

われわれは、この選挙録の真正であることを確認してここに署名する。

選挙立会人　高梨三良

選挙立会人　岩井弘安

選挙立会人　北原晴光

内閣総甲第八一号
昭和二十五年六月二十八日

衆議院議長幣原喜重郎殿

内閣総理大臣　吉田　茂

第七回国会において議決された旧軍港市転換法が、別紙内閣総理大臣諮議のとおり住民投票の結果確定したので、地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、この旨通知する。

（別紙）

旧軍港市転換法公布手続申請について

地方自治法第二百六十一條第五項の規定により、旧軍港市転換法の賛否投票の結果が、横須賀市、佐世保市、呉市、舞鶴市において、それぞれ賛成多数に確定した旨各市長から報告がありましたから、右法律公布方を奏請せられたく閣議を求めます。

昭和二十五年六月二十四日

内閣総理大臣　吉田　茂

内閣総理大臣吉田茂殿

二五地第五四八号
昭和二十五年六月二十日

神奈川県知事職務代理者
副知事　豊原　道也

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否の投票結果確定について

昭和二十五年五月四日横須賀市において執行された一の地方公共団体のみに適用される特別法の賛否投票の結果が確定したので、地方自治法第二百六十一條第四項及び同法施行令第百八十三條第二項の規定により当該市長から関係書類の提出があつたので別紙の通り申達いたします。

二十五横総庶第九七八号の二
昭和二十五年六月二十日

横須賀市長　石渡　直次

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否の投票結果確定について

標記について、地方自治法第二百六十一條第四項の規定によりその投票の結果が確定したので左記のとおり報告いたします。

記

投票総数　一〇一、六七八票

内
有効投票　九七、五四五票

内
賛成　八八、六四四票
反対　八、九〇一票

無効投票　四、一三三票

二五地第五〇二号
昭和二十五年六月八日

神奈川県知事職務代理者
副知事　豊原　道也

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否の投票結果について

昭和二十五年六月四日横須賀市において執行された一の地方公共団体のみに適用される特別法の賛否の投票結果について、地方自治法第二百六十一條第四項及び同法施行令第百八十三條第二項の規定により当該市長から関係書類の提出があつたので別紙のとおり申達いたします。

二十五横総庶第九七八号
昭和二十五年六月六日

横須賀市長　石渡　直次

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否の投票結果について

標記について、地方自治法第二百六十一條第四項の規定によりその投票の結果が判明したので、関係書類相添え左記のとおり報告いたします。

記

有権者数　一四七、一五五票
投票総数　一〇一、六七八票

内
有効投票　九七、五四五票

内
賛成　八八、六四四票
反対　八、九〇一票

無効投票　四、一三三票

二五選第七六四号
昭和二十五年六月五日

横須賀市選挙管理委員会
委員長　田中　元三

横須賀市長石渡直次殿

旧軍港市転換法賛否の投票結果について

昭和二十五年六月四日執行した標記賛否投票の結果は、別紙横選公表第三号のとおりでありますので通知いたします。

なお六月五日開会の選挙会の選挙録の写別紙のとおり送付します。

横選公表第三号
昭和二十五年六月四日執行した旧軍港市転換法の賛否投票の結果は次のとおりである。
昭和二十五年六月五日

横須賀市選挙管理委員会
委員長　田中　元三

一、投票総数　一〇一、六七八票

内
有効投票　九七、五四五票

内
賛成　八八、六四四票
反対　八、九〇一票

無効投票　四、一三三票

昭和25年6月4日執行

旧軍港市転換法の賛否投票選挙録

横須賀市選挙会

1. 選挙会開設場所	横須賀市議会事務局			
2. 選挙立会人	党派	氏名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 選挙管理委員会の選任した者	無所属	日高清吉	午後4時30分	
	同上	棒徳貢	同上	
	同上	川島清司	同上	
	同上	三輪英聰	同上	
	同	澤野猛	同	
(2) 選挙長の選任した者				
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年6月5日午後8時40分開会	昭和25年6月5日午後9時30分閉会		
4. 選挙の結果				
(1) 投票の内訳	投票総数	101,644票	有効投票	97,545票
			無効投票	4,133票
			無効投票率	4.1%
(2) 賛否の投票総数	賛成	88,644票		
	反対	8,901票		
(3) 法定得票数及び超過票数	(1) 日本国憲法第九十五條に規定する過半数の投票数			48,773票
	(2) 同上の投票数を超過する投票数			
			賛成	39,871票
(4) 選挙会の事務従事者	総数 4人	内 1. 選挙管理委員会書記		4人
		2. 市の職員	イ. 吏員	人
			ロ. その他の職員	人
		3. 学校職員		人
		4. その他の者		人

昭和25年6月5日調製

選挙長　田中元三

われわれば、この選挙録が真正であることを確認して署名する。

選挙立会人　三輪英聰
選挙立会人　日高清吉
選挙立会人　澤野猛
選挙立会人　川島清司
選挙立会人　棒徳貢

二五総庶第六一五号の二
昭和二十五年六月十九日

佐世保市長　中田正輔殿

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法の住民投票の結果確定報告について

標記に関しては、先に旧軍港市転換法の住民投票の結果が判明しましたので、本月六日附二五総庶第六一五号をもつて選挙録等を添えて報告して置きましたところ、公職選挙法第二百二條の規定に基く異議申立期間が満了し、その投票の結果が同月十九日確定しましたので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により、関係書類を添えて報告します。

二五佐選第四二六号
昭和二十五年六月十九日

佐世保市選挙管理委員会
委員長　津川彌三郎

佐世保市長中田正輔殿

旧軍港市転換法案による住民の賛否投票の選挙の確定について

旧軍港市転換法案による住民の賛否投票における選挙の結果は異議申立がなかつたから、昭和二十五年六月十九日確定したので通知します。

佐世保市選挙管理委員会告示第二七号
昭和二十五年六月四日執行された旧軍港市転換法案による住民の賛否の投票の結果は異議申立がなかつたから昭和二十五年六月十九日確定した。

昭和二十五年六月十九日

佐世保市選挙管理委員会
委員長　津川彌三郎

二五地第一二二号
昭和二十五年六月八日

長崎県知事　杉山宗次郎殿

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法の住民投票の結果報告について

標記の件について、別紙のとおり佐世保市長から報告があつたので、進達します。

二五総庶第六一五号
昭和二十五年六月六日

佐世保市長　中田正輔

内閣総理大臣吉田茂殿

憲法第九十五條の規定による一の地方共公団体のみに適用される特別法の住民投票の結果報告について

旧軍港市転換法の住民投票の結果が判明致しましたので、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により関係書類を添えて報告致します。

なお、投票の結果が確定すれば電報をもつて報告致します。

二五佐選第三九四号
昭和二十五年六月五日

佐世保市選挙管理委員会
委員長　津川彌三郎

佐世保市長中田正輔殿

住民の賛否投票の結果について

昭和二十五年六月四日執行の佐民の賛否投票の結果左記の通り報告します。

記

一、選挙当日の有権者数		九三、六七七
二、投票総数		八三、五〇〇
三、賛成		七六、一七八
四、反対		六、二七五
五、無効		四、一五五

(終)

(終)

昭和25年6月4日執行　旧軍港市転換法による佐世保市住民の賛否投票における選挙録

1. 選挙会開設場所	佐世保市八幡町　佐世保市役所			
2. 選挙立会人	党派	氏名	参会又は選任時刻	辞職の時刻及び事由
(1) 市の選挙管理委員会の選任したもの	ナシ	大坪虎三郎	午前9時	
	〃	諸石普	同	
	〃	村上トク	同	
(2) 選挙長の選任したもの				
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年6月5日 午前9時0分開会	昭和25年6月5日 午前12時0分閉会		
4. 選挙の結果				
(1) 投票の内訳	投票総数 38,350票	賛成投票 76,678票 反対投票 2,117票	無効投票 4,555票 無効投票率 5.4%	
(2) 無効投票	正規の用紙を用いないもの	賛成の外他事を記載したもの	反対の外他事を記載したもの	賛否の投票を白書しないもの
	5票	280票	47票	0票
(1) 内訳	賛否の何れを記載したか確認できないもの	白紙投票	単に雑事を記載したもの	単に記号、符号を記載したもの
	52票	510票	3,403票	258票
(3) 賛否投票数	賛成 76,678票		反対 2,117票	
5. 選挙会事務従事者	総数 2人内 選挙管理委員会書記 2人 市の職員 イ 吏員 人 ロ その他の職員 人			

昭和25年6月5日

われわれは、この選挙録が真正であることを確認してここに署名する

選挙長　山中辰四郎

選挙立会人　大坪虎三郎
選挙立会人　諸石普
選挙立会人　村上トク

広地第一一三四号
昭和二十五年六月二十一日

内閣総理大臣吉田茂殿

広島県知事代理
副知事　和久田鉄雄

旧軍港市転換法制定賛否投票の結果確定の報告について

首標について、呉市長から地方自治法第二百六十一條第四項後段による確定報告がありましたので別紙の通り進達致します。

呉文第三七九号
昭和二十五年六月二十日

内閣総理大臣吉田茂殿

呉市長　鈴木術

旧軍港市転換法制定賛否投票の結果確定の報告について

本月四日執行した旧軍港市転換法制定賛否投票の結果の確定したことを本月二十日知つたから地方自治法第二百六十一條第四項後段の規定により別紙関係書類を添え報告する。

記

投票総数　八七、九九三票
内
賛成　八一、三五五票
反対　三、五二三票
無効　三、一一五票

添付書類
選挙管理委員会の市長宛報告書写　一通

呉選委第五C四号
昭和二十五年六月二十日

呉市選挙管理委員会委員長　井上文介

呉市長　鈴木術殿

旧軍港市転換法制定賛否投票結果確定の件(通知)

昭和二十五年六月四日執行の旧軍港市転換法制定賛否投票について地方自治法第二百六十二條の規定により準用する公職選挙法第二百二條第一項による異議の申立がないので該投票の結果が六月二十日確定したことを通知致します。

広地第一〇五〇号
昭和二十五年六月七日

内閣総理大臣吉田茂殿

広島県知事

旧軍港市転換法の賛否投票の結果報告について

右について呉市長から地方自治法第二百六十一條第四項前段の規定による報告がありましたので別紙のとおり進達致します。

呉文第三六五号
昭和二十五年六月五日

内閣総理大臣吉田茂殿

呉市長　鈴木術

旧軍港市転換法の賛否投票の結果報告について

本月四日旧軍港市転換法に対する住民の賛否の投票を行わしめたところその結果が本五日左記の通り判明したから地方自治法第二百六十一條第四項前段の規定により別紙関係書類を添えて報告する。

記

投票総数　八七、九九三票

内訳
有効投票　八四、八七八票
無効投票　三、一一五票

賛否別投票数
賛成　八一、三五五票
反対　三、五二三票

有効投票の総数の二分の一の数は四二、四三九票で賛成投票総数は此の数を超過すること三八、九一六票である。

よつて此の法律は公布さるべきものと決定された。

添付書類
1 選挙管理委員会委員長より市長宛報告書写一通
2 選挙長より選挙管理委員会委員長宛報告書写一通
3 選挙会選挙録写一通
4 選挙管理委員会告示写一通

呉選委第四七六号
昭和二十五年六月五日

呉市選挙管理委員会
委員長　井上　文介

呉市長　鈴木　衛殿

選挙結果報告

昭和二十五年六月四日執行の旧軍港市転換法制定賛否投票の結果を別紙関係書類を添え報告致します。

記

一、選挙当日の有権者数　拾万七千四拾人
二、投票総数　八万七千九百九拾参票
（投票歩合八一・二%）
内　有効投票　八万四千八百七拾八票
無効投票　参千百拾五票
三、賛否別投票数
賛成　八万壱千参百五拾五票
反対　参千五百弐拾参票
計　八万四千八百七拾八票

昭和二十五年六月五日

旧軍港市転換法制定賛否投票
呉市選挙長　熊本　義一

呉市選挙管理委員会委員長　井上　文介殿

選挙録等送付について

昭和二十五年六月四日執行の旧軍港市転換法制定賛否投票選挙会の事務が六月五日終了したので選挙録及び選挙会に関する書類を別紙送付致します。

昭和25年6月4日執行

旧軍港市転換法制定賛否投票選挙録

呉市選挙会

1. 選挙会の場所	呉市片山小学校			
2. 選挙立会人	党派	氏名	参集時刻	辞職の時刻及事由
(1) 選挙管理委員会の選任した者	〃	岡本善助	午前8時30分	
	〃	田井中逸雄	同上	
	〃	古庵栄造	同上	
(2) 選挙長の選任した者				
3. 開票所開閉時刻	昭和25年6月5日午前8時30分開始		昭和25年6月5日午後5時15分閉鎖	
4. 拒否の決定等を受けた投票	受理	—	不受理	—
5. 開票の結果				

(1) 投票の内訳

投票総数	有効投票数	無効投票	無効投票率
87,993票	84,878	3,115	0,036%

(2) 無効投票の内訳

成規の用紙を用いないもの	賛否の外他事を記載したもの	賛否を自書しないもの	賛否を確認し難いもの	線、点、又は線を記載したもの	記載しないもの
0票	77票	0票	14票	611票	930票

名刺、紙片の類を貼付したもの	印鑑をおしたもの	単に雑事を記載したもの	その他
2票	0票	1,481票	0票

(3) 点字投票　9票

(4) 賛否の投票数

賛成	反対
81,355票	3,523票

6. 選挙会事務従事者　総数　212人内
1. 市町村の選挙管理委員会の書記　15人
2. 市町村の職員　イ 吏員　186人　ロ その他の職員　11人
3. 学校職員　一人
4. その他の者　一人

昭和25年6月5日

呉市選挙管理委員会委員
選挙長　熊本　義一

われわれは、この選挙録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙立会人　岡本善助
選挙立会人　田井中逸雄
選挙立会人　古庵栄造

呉市選挙管理委員会告示第二十六号

昭和二十五年六月四日執行の旧軍港市転換法制定賛否投票の結果が判明したので地方自治法施行令第百八十三條の規定により次の通り公表す

昭和二十五年六月五日

呉市選挙管理委員会委員長　井上　文介

一、投票総数　八万七千九百九拾参票

内　有効投票　八万四千八百七拾八票

無効投票　参千壱百拾五票

一、賛否の投票数

賛　成　八万壱千参百五拾五票

反　対　参千五百弐拾参票

計　八万四千八百七拾八票

五地第五七六号

昭和二十五年六月二十二日

京都府知事　蜂川　虎三

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否投票の結果の確定について

標記の件、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により経由報告致します。

舞総庶第一〇三六号

昭和二十五年六月二十一日

京都府舞鶴市長　柳田　秀一

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否投票の結果の確定について(報告)

昭和二十五年六月四日執行した旧軍港市転換法賛否投票の結果が確定しましたから、地方自治法第二百六十一條第四項の規定により左記のとおり報告します。

記

選挙人名簿に記載されている者の総数　四七、二五三

投票当日の有権者総数　四六、四九三

投票総数　三五、〇六八

内

有効投票　三三、六八一

無効投票　一、三八七

有効投票の内

賛　成　二八、四八一

反　対　五、二〇〇

有効投票の二分の一の数　一六、八四〇

五地第五一四号

昭和二十五年六月七日

京都府知事　蜂川　虎三

内閣総理大臣吉田茂殿

旧軍港市転換法賛否住民投票の結果の経由進達について

管下舞鶴市において昭和二十五年六月四日執行した旧軍港市転換法賛否投票の結果が別紙の通り判明したので地方自治法第二百六十一條第四項の規定により経由進達致します。

舞総庶第九八二号

昭和二十五年六月六日

京都府舞鶴市長　柳田　秀一

内閣総理大臣殿

旧軍港市転換法賛否住民投票の結果について(報告)

昭和二十五年六月四日執行の旧軍港市転換法賛否投票の結果が判明しましたので別紙選挙録写を添え左記のとおり報告します。

記

選挙人名簿に記載されている者の総数　四七、二五三

投票総数　三五、〇六八

内

有効投票　三三、六八一

無効投票　一、三八七

有効投票の内

賛　成　二八、四八一

反　対　五、二〇〇

有効投票の二分の一の数　一六、八四〇

舞鶴市選挙管理委員会告示第八四号

舞鶴市選挙管理委員会告示第八四号

昭和二十五年六月四日執行旧軍港市転換法賛否投票の結果が判明したから次のように公表する。

昭和二十五年六月五日

舞鶴市選挙管理委員会委員長　林　芳朗

選挙人名簿に記載されている者の総数　四七、二五三

投票総数　三五、〇六八

内

有効投票　三三、六八一

無効投票　一、三八七

有効投票の内

賛　成　二八、四八一

反　対　五、二〇〇

有効投票の二分の一の数　一六、八四〇

昭和25年6月4日執行　旧軍港市転換法賛否投票選挙会選挙録　舞鶴市選挙会

1. 選挙会開設場所	舞鶴市立新舞鶴小学校講堂							
2. 選挙立会人	党派	氏名			選任年月日	参会時刻	辞職の時刻及び事由	
(1) 市の選挙管理委員会の選任した者	無所属	嵯峨根	達	雄	昭和年月日 25. 6. 1	午前時分 7.30		
	無所属	亥角	文	猷平	〃	7.40		
	無所属	瀧本	善	藏	〃	7.50		
	無所属	大槻	辰		〃	7.20		
3. 選挙会開閉時刻	昭和25年6月5日午前8時開会				昭和25年6月5日午後2時40分閉会			
4. 拒否の決定等を受けた投票	受理	票	不受理	票				
5. 開票の結果								
(1) 投票の内訳	投票総数	35,068票	有効投票	33,681票	無効投票	1,387票		
					無効投票率	3.9%		
(2) 無効投票の内訳	現用の正をもの	用紙を使用しないもの	賛否の記事をもの	外に賛否を自書しないもの	他に賛否を記載したもの	確認の白紙投票	単に雑事を記載したもの	符号記載をもの	その他
	一票	261票	1票	5票	325票	356票	232票	207票	9票
(3) 点字投票									
6. 投票の結果									
(1) 賛否の投票総数	賛成	28,481票	反対	5,200票					
(2) 有効投票の総数の二分の一の数									16,840
7. 選挙会事務従事者	総数	83人 内	1. 市選挙管理委員会書記						14人
			2. 市の職員	イ 吏員					33人
				ロ その他の職員					27人
			3. 学校職員						一人
			4. その他の者						9人

昭和25年6月5日調製　選挙長　舞鶴市選挙管理委員会委員長　林　芳朗

われわれは、この選挙録が真正であることを確認して、ここに署名する。

選挙立会人　嵯峨根達雄
選挙立会人　亥角文猷
選挙立会人　瀧本善平
選挙立会人　大槻辰藏

一、去る六月三十日内閣から次の報告書を受領した。
昭和二十四年度第一・四半期末における予算使用の状況
一、去る一日内閣から次の報告書を受領した。
昭和二十四年度第二・四半期中における予算使用の状況
一、去る三日内閣から次の報告書を受領した。
昭和二十四年度第三・四半期中における予算使用の状況
一、左記議員は去る六月六日公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）に基き、覚書該当者と指定せられ、去る六月二十七日退職者となつた。

東京都第三区選出議員　徳田球一君
東京都第一区選出議員　野坂参三君
大阪府第一区選出議員　志賀義雄君
神奈川県第一区選出議員　春日正一君
東京都第五区選出議員　神山茂夫君
東京都第二区選出議員　伊藤憲一君

一、去る東京都第六区選出議員聴濤克巳君は、去る六月七日公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）に基き、覚書該当者と指定せられ、去る六月二十八日退職者となつた。
一、去る六月十五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　小玉治行君　橋本金一君
大蔵委員　吉田吉太郎君　鈴木幹雄君

一、去る六月十五日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　吉田吉太郎君　鈴木幹雄君
大蔵委員　小玉治行君　橋本金一君

一、去る六月十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　池田峯雄君
建設委員　深澤義守君

一、去る六月十六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員　深澤義守君　池田峯雄君
建設委員　木村榮君

一、去る六月二十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員　川上貫一君
人事委員　土橋一吉君
地方行政委員　深澤義守君
法務委員　加藤充君
外務委員　聴濤克巳君　野坂参三君

大蔵委員
河田　賢治君　田島　ひで君
文部委員
谷口善太郎君　渡部　義通君
厚生委員　今野　武雄君
農林委員　高田　富之君
運輸委員　林　百郎君
郵政委員　神山　茂夫君
電気通信委員　志賀　義雄君
労働委員　春日　正一君
経済安定委員　米原　昶君
予算委員
神山　茂夫君　梨木作次郎君
深澤　義守君　川上　貫一君
議院運営委員　伊藤　憲一君
懲罰委員　徳田　球一君

一、去る六月二十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員　河田　賢治君
人事委員　加藤　充君
地方行政委員　米原　昶君
法務委員　梨木作次郎君
外務委員
渡部　義通君　谷口善太郎君
大蔵委員　高田　富之君
文部委員　今野　武雄君
厚生委員　田島　ひで君
農林委員　木村　榮君
運輸委員　川上　貫一君
郵政委員　深澤　義守君
労働委員　土橋　一吉君
経済安定委員　林　百郎君
予算委員
高田　富之君　米原　昶君
横田甚太郎君
議院運営委員　土橋　一吉君
懲罰委員　川上　貫一君

一、去る六月二十七日次の常任委員は、いずれも退職者となつた。

通商産業委員　伊藤　憲一君
懲罰委員　志賀　義雄君

一、去る六月二十八日次の両院法規委員は退職者となつた。

聽濤　克巳君

一、去る八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員　菅家　喜六君
議院運営委員
大橋　武夫君　篠田　弘作君
高橋　英吉君
懲罰委員　山口喜久一郎君

一、去る八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員
山口喜久一郎君　倉石　忠雄君
菅家　喜六君
懲罰委員
大橋　武夫君

一、去る六月十五日考査特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事　安部　俊吾君（理事安部俊吾君去る四月三十日委員辞任につきその補欠）
理事　高木　松吉君（理事高木松吉君去る四月三十日委員辞任につきその補欠）

一、去る六月二十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

人事委員　松澤　兼人君
運輸委員　米窪　滿亮君

一、去る六月二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

人事委員　米窪　滿亮君
運輸委員　松澤　兼人君

一、昨十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

議院運営委員　田中　元君

一、昨十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

議院運営委員　篠田　弘作君

一、去る六月十六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

考査特別委員　木村　公平君

一、去る六月十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

考査特別委員　橋本登美三郎君

一、去る六月二十七日次の「特別委員は、退職者となつた。

海外同胞引揚に関する特別委員　春日　正一君

〔参照〕

今十二日召集に応じた議員の氏名

東京都
第一区選出
井出　光治君　淺沼稻次郎君
野村專太郎君
第二区選出
菊池　義郎君　松岡　駒吉君
第三区選出
廣川　弘禪君　鈴木茂三郎君
第四区選出
花村　四郎君　風早八十二君
高木　章君
第五区選出
加藤隆太郎君　石田　一松君
鈴木　仙八君
第六区選出
天野　公義君　島村　一郎君
中島　守利君
第七区選出
土橋　一吉君　松谷天光光君
並木　芳雄君

京都府
第一区選出
高木吉之助君　谷口善太郎君
田中伊三次君　小川　半次君
水谷長三郎君
第二区選出
芦田　均君　前尾繁三郎君
中野　武雄君　河田　賢治君

大阪府
第一区選出
岡野　清豪君
第二区選出
川上　貫一君　押谷　富三君
前田　種男君
第三区選出
横田甚太郎君　幣原喜重郎君
淺香　忠雄君　井上　良二君
第四区選出
松永　佛骨君　加藤　充君
田中　萬逸君　久保田鶴松君
第五区選出
小西　寅松君　平島　良一君
西村　榮一君

神奈川県
第一区選出
松尾トシ子君　門司　亮君
第二区選出
今野　武雄君　白井　佐吉君
永井　要造君　土井　直作君
第三区選出
岡崎　勝男君　岩本　信行君
小金　義照君　河野　謙三君
中西伊之助君

兵庫県
第一区選出
首藤　新八君　松澤　兼人君
立花　敏男君
第二区選出
原　健三郎君　塩田賀四郎君
吉田吉太郎君
第三区選出
岡田　五郎君　川西　清君
吉田　省三君
第四区選出
大上　司君　木下　榮君
堀川　恭平君
第五区選出
有田　喜一君　佐々木盛雄君

長崎県
第一区選出
本多　市郎君　坪内　八郎君
岡西　明貞君
第二区選出
西村　久之君　岡延右エ門君

新潟県
第一区選出
風間　啓吉君　松木　弘君
上村　進君
第二区選出
渡邊　良夫君　玉井　祐吉君
稻葉　修君　三宅　正一君
第三区選出
亘　四郎君　田中　角榮君
稻村　順三君　小林　進君
丸山　直友君
第四区選出
塚田十一郎君　田中　彰治君
猪俣　浩三君

埼玉県
第一区選出
福永　健司君　渡部　義通君
大泉　寛三君
第二区選出
山口六郎次君　細田　榮藏君
清水　逸平君
第三区選出
高田　富之君　阿佐美廣治君
高間　松吉君
第四区選出
青木　正君　古島　義英君
佐瀬　昌三君

群馬県
第一区選出
石井　繁丸君　藤枝　泉介君
金子與重郎君
第二区選出
長谷川四郎君　増田　連也君
松井　豊吉君
第三区選出
小峯　柳多君　武藤運十郎君
小淵　光平君

千葉県
第一区選出
佐久間　徹君　柳澤　義男君

多田　勇君　　澁谷雄太郎君

第二区選出
山村新治郎君　　竹尾　弌君
寺島隆太郎君　　仲内　憲治君

第三区選出
森　　君　　片岡伊三郎君
永田三喜男君　　小高　熹郎君

茨城県
第一区選出
橋本登美三郎君　　山口　武秀君
小野瀬忠兵衛君　　幡谷仙次郎君

第二区選出
山崎　　君　　石野　久男君
塚原　俊郎君

第三区選出
鈴木　明良君　　北澤　直吉君
池田　栄雄君　　金塚　孝君

栃木県
第一区選出
船田　享二君　　森山　欽司君
尾関　義一君　　高塩　三郎君
戸叶　里子君

第二区選出
山口　好一君　　森下　孝君
小平　久雄君　　大澤嘉平治君
佐藤　親弘君

奈良県選出
前田　正男君　　井上信貴男君
竹村奈良一君　　東井三代次君

三重県
第一区選出
川崎　秀二君　　木村　俊夫君
松本　一郎君　　山手　滿男君
水谷　弁君

第二区選出
中村　清君　　石原　圓吉君
足立　梅市君

愛知県
第一区選出
田島　ひで君　　田嶋　好文君

第二区選出
早稲田柳右エ門君　　多武良哲三君
川本　末治君

第三区選出
江崎　真澄君　　鈴木　幹雄君
河野　金昇君

第四区選出
中野　四郎君　　三宅　則義君
中垣　國男君　　千賀　康治君

第五区選出
寺木　孝義君　　福井　勇君
八木　一郎君

静岡県
第一区選出
五島　秀次君　　神田　博君
西村　直巳君　　砂間　一良君

第二区選出
遠藤　三郎君　　島山　鶴吉君
宮幡　靖君　　勝間田清一君
小松　勇次君

第三区選出
中村　幸八君　　竹山裕太郎君
金原　舜三君　　足立　篤郎君

山梨県選出
樋貝　詮三君　　鈴木　正文君
深澤　義守君　　小林　信一君

滋賀県選出
森　幸太郎君　　江崎　一治君
今井　耕君　　河原伊三郎君
堤　ツルヨ君

岐阜県
第一区選出
大野　伴睦君　　木村　公平君
柳原　三郎君

第二区選出
平野　三郎君　　岡村利右衛門君
加藤　鐘造君

長野県
第一区選出
小坂善太郎君　　倉石　忠雄君

第二区選出
黒澤富次郎君　　小林　運美君
井出一太郎君

第三区選出
林　百郎君　　小川　平二君
今村　忠助君　　吉川　久衛君

第四区選出
臨旗　徳弥君　　増田甲子七君
植原悦二郎君

宮城県
第一区選出
庄司　一郎君　　本間　俊一君
千葉　三郎君　　安部　俊吾君
佐々木更三君

第二区選出
大石　武一君　　内海　安吉君
角田　幸吉君　　高橋清治郎君

福島県
第一区選出
大内　一郎君
松木　満治君

第二区選出
江花　靜君　　菅家　喜六君
鈴木　義男君　　岡谷　光衛君

第三区選出
關内　正一君　　高木　松吉君
松井　政吉君

岩手県
第一区選出
山本　猛夫君　　野原　正勝君
鈴木　満幸君

第二区選出
小澤佐重喜君　　淺利　三朗君
高田　弥市君　　志賀健次郎君

青森県
第一区選出
小笠原八十美君　　苫米地義三君
山崎　岩男君　　安藤　覺君

第二区選出
奈良　治二君　　木村　榮君
清藤　唯七君

山形県
第一区選出
牧野　寛索君　　鹿野　彦吉君
松浦　東介君

第二区選出
志田　義信君　　池田正之輔君
岡司　安正君

秋田県
第一区選出
石田　博英君　　平澤　長吉君
宮腰　喜助君　　島山　重勇君

第二区選出
笹山茂太郎君　　飯塚　定輔君
根本龍太郎君　　村上　清治君

福井県選出
飛鳥　繁君　　福田　一君
坪川　信三君　　奥村又十郎君

香川県
第一区選出
坂田　英一君　　梨木作次郎君

第二区選出
益谷　秀次君　　南　好雄君

富山県
第一区選出
鍛冶　良作君　　佐伯　宗義君
西藤　隆君

第二区選出
土倉　宗明君　　橋　直治君
内藤　友明君

鳥取県選出
米原　昶君　　稲田　直道君
足鹿　覺君

島根県選出
門脇勝太郎君　　大橋　武夫君
木村小左衛門君　　木村　榮君
山本　利壽君

岡山県
第一区選出
若林　義孝君　　苅田アサノ君
大村　清一君　　逢澤　寛君
黒田　壽男君

第二区選出
近藤　鶴代君　　橋本　龍伍君
星島　二郎君　　中原　健次君

広島県
第一区選出
山本　久雄君

第二区選出
宮原幸三郎君　　中川　俊思君
前田榮之助君

第三区選出
宇田　恒君　　船越　弘君
平川　篤雄君　　高橋　等君

山口県
第一区選出
吉武　恵市君　　周東　英雄君
今澄　勇君　　坂本　實君

第二区選出
佐藤　榮作君　　宅柳　一郎君
田中　兌平君　　受田　新吉君

和歌山県
第一区選出
田中織之進君

第二区選出
世耕　弘一君　　早川　崇君
田淵　光一君

德島県選出
三木　武夫君　　眞鍋　勝君
生田　和平君　　柏原　義則君
岡田　勢一君

香川県
第一区選出
玉院　實君　　成田　知巳君

第二区選出
福田　繁芳君　　島田　末信君
田万　廣文君

愛媛県
第一区選出
川端　佳夫君　　關谷　勝利君

第二区選出
村瀬　宣親君　　越智　茂君

第三区選出
高橋　英吉君　　藥師神岩太郎君
中村　純一君

高知県選出
林　譲治君　　長野　長廣君
大西　正男君　　佐竹　晴記君

福岡県

第一区選出
中村　寅太君　守島　伍郎君
池見　茂隆君　中島　茂喜君
第二区選出
麻生太賀吉君　田代　文久君
淵上房太郎君　松本　七郎君
第三区選出
龍野喜一郎君　甲木　保君
高橋　權六君　荒木萬壽夫君
寺崎　覺君
第四区選出
平井　義一君　江田斗米吉君
大分県
第一区選出
村上　勇君　小玉　治行君
金光　義邦君　羽田野次郎君
第二区選出
福田　喜東君　西村　英一君
永田　節君
佐賀県選出
永井　英修君　保利　茂君
中村　又一君　三池　信君
北川　定務君
熊本県
第一区選出
松野　頼三君　坂口　主税君
藤田　義光君　坂本　泰良君
寺本　齋君
第二区選出
坂田　道太君　園田　直君
福永　一臣君　原田　雪松君
吉田　安君
宮崎県
第一区選出
川野　芳滿君　佐藤　重遠君
渕　通義君
第二区選出
小山　長規君　田中不破三君
瀬戸山三男君
鹿兒島県
第一区選出
上林山榮吉君　床次　德二君
井上　知治君　滿尾　君亮君
第二区選出
尾崎　末吉君
第三区選出
前田　郁君　二階堂　進君
岩川　與助君
北海道
第一区選出
苫米地英俊君　宇野秀次郎君
小川原政信君　椎熊　三郎君
浦口　鉄男君
第二区選出
河口　陽一君　松本六太郎君
佐々木秀世君
第三区選出
田中　元君　冨永格五郎君
川村善八郎君
第四区選出
岡田　春夫君　小平　忠君
柄澤ヒ子君
第五区選出
伊藤　郷一君　松田　鐵藏君
飯田　義茂君　林　好次君

指定された議席

一　足立　梅市君
二　木村　俊夫君
三　稲葉　修君
四　山手　滿男君
五　犬養　健君
六　尾崎　行雄君
七　水野彦治郎君
八　森山　欽司君
九　河本　敏夫君
一〇　世耕　弘一君
一一　浦口　鉄男君
一二　床次　德二君
一三　增田　迪也君
一四　藤田　義光君
一五　大石ヨシエ君
一六　小林　進君
一七　金子與重郎君
一八　並木　芳雄君
一九　林　好次君
二〇　村瀬　宣親君
二一　小平　忠君
二二　衞藤　遠君
二三　佐竹　晴記君
二四　早川　崇君
二五　吉川　久衛君
二六　內藤　友明君
二七　中村　寅太君
二八　羽田野次郎君
二九　松本六太郎君
三〇　河口　陽一君
三一　平川　篤雄君
三二　今井　耕君
三三　井出一太郎君
三四　石田　一松君
三五　中野　四郎君
三六　飯田　義茂君
三七　高倉　定助君
三八　寺崎　覺君
三九　小林　運美君
四〇　小松　勇次君
四一　河野　金昇君
四二　竹山祐太郎君
四三　松本　滝藏君
四四　中村　又一君
四五　福田　繁芳君
四六　北村德太郎君
四七　柳原　三郎君
四八　小林　信一君
四九　大西　正男君
五〇　山口県第二区選出議員
五一　畠山　重勇君
五二　宮腰　喜助君
五三　金塚　孝君
五四　北海道第四区選出議員
五五　細田　榮藏君
五六　笹山茂太郎君
五七　山本　利壽君
五八　清藤　唯七君
五九　大西　禎夫君
六〇　奥村又十郎君
六一　長谷川四郎君
六二　高橋清治郎君
六三　中曾根康弘君
六四　鈴木　幹雄君
六五　宇野秀次郎君
六六　高木　章君
六七　志賀健次郎君
六八　橋本　金一君
六九　有田　喜一君
七〇　坂口　主税君
七一　原田　雪松君
七二　藤井　平治君
七三　園田　直君
七四　原　彪君
七五　大森　玉木君
七六　中島　茂喜君
七七　佐伯　宗義君
七八　田中　豊君
七九　播谷仙次郎君
八〇　中村　純一君
八一　椎熊　三郎君
八二　早稲田柳右エ門君
八三　荒木萬壽夫君
八四　小川　半次君
八五　天野　久君
八六　岡田　五郎君
八七　門脇勝太郎君
八八　前尾繁三郎君
八九　千葉　三郎君
九〇　木下　榮君
九一　吉田　安君
九二　川崎　秀二君
九三　小野　孝君
九四　守島　伍郎君
九五　岩川　與助君
九六　多田　勇君
九七　苫米地義三君
九八　三木　武夫君
九九　笹森　順造君
一〇〇　岡田　勢一君
一〇一　船田　享二君
一〇二　芦田　均君
一〇三　伊藤　郷一君
一〇四　山本　久雄君
一〇五　山口　好一君
一〇六　鍛冶　良作君
一〇七　木村小左衞門君
一〇八　淵上房太郎君
一〇九　平澤　長吉君
一一〇　冨永格五郎君
一一一　逢澤　寛君
一一二　尾崎　末吉君
一一三　澁谷雄太郎君
一一四　關內　正一君
一一五　川村善八郎君
一一六　堀川　恭平君
一一七　柏原　義則君
一一八　長崎県第一区選出議員
一一九　長崎県第二区選出議員
一二〇　天野　公義君
一二一　中馬　辰猪君
一二二　越智　茂君
一二三　井上信貴男君
一二四　淺香　忠雄君
一二五　奈良　治二君
一二六　平野　三郎君
一二七　島田　末信君
一二八　高木吉之助君
一二九　河原伊三郎君
一三〇　江花　靜君
一三一　三宅　則義君
一三二　江田斗米吉君
一三三　川本　末治君
一三四　阿左美廣治君
一三五　大和田義榮君
一三六　內藤　隆君
一三七　鹿野　彦吉君
一三八　滿尾　君亮君
一三九　永井　英修君
一四〇　金原　舜二君
一四一　五島　秀次君
一四二　宇田　恒君
一四三　福田　篤泰君

一四四　小玉　治行君
一四五　福田　喜東君
一四六　二階堂　進君
一四七　青柳　一郎君
一四八　西村　英一君
一四九　鈴木　善幸君
一五〇　玉置　信一君
一五一　中垣　國男君
一五二　田中　重彌君
一五三　永井　要造君
一五四　北澤　直吉君
一五五　高田　弥市君
一五六　坂田　英一君
一五七　高塩　三郎君
一五八　橋本登美三郎君
一五九　松野　頼三君
一六〇　白井　佐吉君
一六一　野原　正勝君
一六二　前田　正男君
一六三　寺島隆太郎君
一六四　坪川　信三君
一六五　竹尾　弌君
一六六　仲内　憲治君
一六七　橋　直治君
一六八　小西　寅松君
一六九　東井三代次君
一七〇　坂田　道太君
一七一　塚田十一郎君
一七二　石原　登君
一七三　坂本　實君
一七四　原　健三郎君
一七五　小糸　柳多君
一七六　小野瀬忠兵衛君
一七七　上林山榮吉君
一七八　水谷　昇君
一七九　首藤　新八君
一八〇　平島　良一君
一八一　松井　豊吉君
一八二　内海　安吉君
一八三　永田三喜男君
一八四　井上　知治君
一八五　庄司　一郎君

一八六　淺利　三朗君
一八七　小川原政信君
一八八　青木　孝義君
一八九　池田　勇人君
一九〇　夏堀源三郎君
一九一　武藤　嘉一君
一九二　島村　一郎君
一九三　岡谷　光衛君
一九四　大内　一郎君
一九五　安部　俊吾君
一九六　石原　圓吉君
一九七　長野　長廣君
一九八　亘。四郎君
一九九　渕　通義君
二〇〇　松本　善澄君
二〇一　小川　平二君
二〇二　宮原幸三郎君
二〇三　田中　彰治君
二〇四　久野　忠治君
二〇五　佐久間　徹君
二〇六　瀬戸山三男君
二〇七　福井　勇君
二〇八　足立　篤郎君
二〇九　今泉　貞雄君
二一〇　志田　義信君
二一一　吉田　省三君
二一二　西村　直巳君
二一三　高橋　等君
二一四　清水　逸平君
二一五　飯塚　定輔君
二一六　丸山　直友君
二一七　田中　元君
二一八　池見　茂隆君
二一九　多武良哲三君
二二〇　篠田　弘作君
二二一　麻生太賀吉君
二二二　塚原　俊郎君
二二三　福永　健司君
二二四　菅家　喜六君
二二五　田口長治郎君
二二六　中山　マサ君
二二七　近藤　鶴代君

二一八　押谷　富三君
二一九　高木　松吉君
二二〇　畠山　鶴吉君
二二一　寺本　齋君
二二二　岡司　安正君
二二三　中村　幸八君
二二四　淺瀬　三郎君
二二五　吉武　恵市君
二二六　關谷　勝利君
二二七　小金　義照君
二二八　今村　忠助君
二二九　山本　猛夫君
二三〇　平井　義一君
二三一　今村長太郎君
二三二　八木　一郎君
二三三　鈴木　明良君
二三四　佐瀬　昌三君
二三五　佐々木盛雄君
二三六　渡邊　良夫君
二三七　石田　博英君
二三八　小坂善太郎君
二三九　中野　武雄君
二四〇　有田　二郎君
二四一　村上　勇君
二四二　木村　公平君
二四三　苫米地英俊君
二四四　高橋　英吉君
二四五　片岡　文重君
二四六　本間　俊一君
二四七　佐藤　榮作君
二四八　保利　茂君
二四九　古島　義英君
二五〇　小笠原八十美君
二五一　大橋　武夫君
二五二　岡野　清豪君
二五三　勝俣　勝男君
二五四　増田甲子七君
二五五　周東　英雄君
二五六　山崎　猛君
二五七　林　讓治君
二五八　吉田　茂君

二五九　森下　孝君
二六〇　川端　佳夫君
二六一　岐阜県第二区選出議員
二六二　兵庫県第五区選出議員
二六三　田嶋　好文君
二六四　風間　啓吉君
二六五　藤枝　泉介君
二六六　小淵　光平君
二六七　猪俣　弘君
二六八　田中　啓一君
二六九　永田　節君
二七〇　高橋　禮六君
二七一　黒澤富次郎君
二七二　小高　熊郎君
二七三　柳澤　義男君
二七四　高間　松吉君
二七五　河野　謙三君
二七六　佐藤　親弘君
二七七　田中不破三君
二七八　青木　正君
二七九　田淵　光一君
二八〇　井手　光治君
二八一　中川　俊思君
二八二　岡延右エ門君
二八三　飛嶋　繁君
二八四　玉置　實君
二八五　岡西　明貞君
二八六　小西　英雄君
二八七　吉田吉太郎君
二八八　福田　一君
二八九　中村　清君
二九〇　龍野喜一郎君
二九一　三池　信君
二九二　南　好雄君
二九三　佐々木秀世君
二九四　大上　司君
二九五　岡村利右衛門君
二九六　山崎　岩男君
二九七　大石　武一君
二九八　村上　清治君
二九九　小平　久雄君
三〇〇　坪内　八郎君
三〇一　倉石　忠雄君

三〇二　山口六郎次君
三〇三　池田正之輔君
三〇四　牧野　寛索君
三〇五　橋本　龍伍君
三〇六　千賀　康治君
三〇七　森　曉君
三〇八　菊池　義郎君
三〇九　益谷　秀次君
三一〇　大村　清一君
三一一　江崎　真澄君
三一二　松浦　東介君
三一三　三浦寅之助君
三一四　鈴木　仙八君
三一五　栗山長次郎君
三一六　根本龍太郎君
三一七　辻　寛一君
三一八　神田　博君
三一九　大野　伴睦君
三二〇　星島　二郎君
三二一　中島　守利君
三二二　植原悦二郎君
三二三　森　幸太郎君
三二四　山口喜久一郎君
三二五　小澤佐重喜君
三二六　降旗　徳弥君
三二七　樋貝　詮三君
三二八　本多　市郎君
三二九　花村　四郎君
三三〇　川野　芳滿君
三三一　岩本　信行君
三三二　熊原喜重郎君
三三三　田中　萬逸君
三三四　松本　弘君
三三五　藥師神岩太郎君
三三六　土倉　宗明君
三三七　稻田　直道君
三三八　鈴木　正文君
三三九　足鹿　覺君
三四〇　青野　武一君
三四一　岡　良一君
三四二　坂本　泰良君
三四三　福田　昌子君

三五五　山口シヅエ君
三五六　堤　ツルヨ君
三五七　田万　廣文君
三五八　松井　政吉君
三五九　松尾トシ子君
三六〇　戸叶　里子君
三六一　受田　新吉君
三六二　今澄　勇君
三六三　成田　知巳君
三六四　門司　亮君
三六五　久保田鶴松君
三六六　八百板　正君
三六七　上林與市郎君
三六八　松本　七郎君
三六九　石井　繁丸君
三七〇　大西　弘君
三七一　甲木　保君
三七二　北川　定務君
三七三　赤松　勇君
三七四　佐々木更三君
三七五　勝間田清一君
三七六　田中　角榮君
三七七　大泉　寛三君
三七八　野村專太郎君
三七九　佐竹　新市君
三八〇　前田　種男君
三八一　松澤　兼人君
三八二　武藤運十郎君
三八三　前田榮之助君
三八四　小山　長規君
三八五　塩田賀四郎君
三八六　松田　鐵藏君
三八七　田中織之進君
三八八　土井　直作君
三八九　大矢　省三君
三九〇　西村　榮一君
三九一　稻村　順三君
三九二　鶴永　一君
三九三　若林　義孝君
三九四　金光　義邦君
三九五　広島県第三区選出議員

三九六　三宅　正一君
三九七　水谷長三郎君
三九八　中崎　敏君
三九九　加藤　鐘造君
四〇〇　山村新治郎君
四〇一　松永　佛骨君
四〇二　宮幡　靖君
四〇三　松本　一郎君
四〇四　川西　清君
四〇五　鈴木茂三郎君
四〇六　松岡　駒吉君
四〇七　淺沼稻次郎君
四〇八　鈴木　義男君
四〇九　米窪　滿亮君
四一〇　加藤鐐造太郎君
四一一　田中伊三次君
四一二　西村　久之君
四一三　前田　郁君
四一四　大澤嘉平治君
四一五　角田　幸吉君
四一六　生田　和平君
四一七　佐藤　重遠君
四一八　長尾　達生君
四一九　片岡伊三郎君
四二〇　長鍋　勝君
四二一　岡田　春夫君
四二二　黒田　壽男君
四二三　中原　健次君
四二四　石野　久男君
四二五　土橋　一吉君
四二六　澁澤　義守君
四二七　川上　貫一君
四二八　玉井　駒吉君
四二九　松谷天光光君
四三〇　林　百郎君
四三一　横田甚太郎君
四三二　山口　武秀君
四三三　河田　賢治君
四三四　田中　堯平君
四三五　梨木作次郎君
四三六　田代　文久君
四三七　竹村奈良一君

四三八　田島　ひで君
四三九　加藤　充君
四四〇　木村　榮君
四四一　石川金次郎君
四四二　米原　昶君
四四三　苅田アサノ君
四四四　今野　武雄君
四四五　江崎　一治君
四四六　東京都第六区選出議員
四四七　猪俣　浩三君
四四八　砂間　一良君
四四九　上村　進君
四五〇　池田　栄雄君
四五一　柄澤セキ子君
四五二　中西伊之助君
四五三　東京都第五区選出議員
四五四　東京都第三区選出議員
四五五　川島　金次君
四五六　渡部　義通君
四五七　風早八十二君
四五八　立花　敏男君
四五九　井之口政雄君
四六〇　高田　富之君
四六一　東京都第二区選出議員
四六二　東京都第一区選出議員
四六三　井上　良二君
四六四　谷口善太郎君
四六五　大阪府第二区選出議員
四六六　神奈川県第一区選出議員

定価　一部　六円五十銭　送料実費
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷　電話九段五三一　官報課　振替東京一九〇〇〇